

令和8年1月30日  
自動車交通部

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について  
(旧長野県A地区、旧長野県B地区)

長野県内において、令和5年にタクシーの運賃改定を実施したところ、一般社団法人長野県タクシー協会からタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況が公表されましたが、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に調査を実施しましたので、別紙のとおりお知らせします。

なお、本調査に基づき、運賃改定の趣旨を逸脱し運転者の労働条件の改善措置を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

【旧長野県A地区】

運賃改定日：令和5年9月25日

運賃改定率：10.67%

協会公表日：令和6年10月9日

【旧長野県B地区】

運賃改定日：令和5年9月25日

運賃改定率：10.22%

協会公表日：令和6年10月9日

【お問合せ】  
旅客課 近藤  
電話 025-285-9154

## タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

### 1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる「全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率が減少している事業者」の有無を確認するため調査を行いました。

### 2. 調査対象事業者数

#### 【旧長野県 A 地区】

運賃改定事業者： 16 社

調査対象事業者： 16 社

#### 【旧長野県 B 地区】

運賃改定事業者： 81 社

調査対象事業者： 79 社

※調査対象事業者とは、運賃改定事業者のうち事業を廃止・休止・譲渡した事業者を除く。

### 3. 調査結果

○全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

#### 【旧長野県 A 地区】

15%以上 15%未満	10%以上 10%未満	5%以上 5%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	その他	計
1	4	4	7	0	0	0	0	16

#### 【旧長野県 B 地区】

15%以上 15%未満	10%以上 10%未満	5%以上 5%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	その他	計
16	15	15	27	1	1	0	4	79

※「その他」とは、運転者が役員のみの会社。

以上の調査結果から、「全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率が減少している事業者」へ事情を確認したところ、以下の回答があったことから改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

- ・新人乗務員を採用したことで一時的に支給率が悪化した。
- ・前年同期比で支給額が減少していたものの、その後賞与として支給を行った。

【用語について】

全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式によって算出された率とする。

(算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後} \div \text{全運転者に係る}}{\text{6ヶ月間の総乗務時間数}} \times 100 = \frac{\text{全運転者に係る}}{\text{前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$